

令和6年度補正予算 宿泊業における事業再生調査事業

No.	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
1	I. 事業概要	2. 目的・概要	"本調査事業では、過大な債務を抱えつつも再生能力があると見込まれる宿泊事業者に対して、事業再生アドバイザーを派遣し、伴走支援・調査を行います。"と記載があるが、直近損益が黒字の場合は、申請対象外になるか。	申請は妨げません。ただし、採択に関しては公募要領「III. 対象宿泊施設の選定」に記載されている基準に沿って多角的に判断させていただきます。
2	I. 事業概要	2. 目的・概要	"本調査事業では、 <u>事業再生アドバイザーによる伴走支援を実施いたします。</u> "と記載があるが、事業再生アドバイザーは別途公募されるのか。	事業再生アドバイザーの申請は受け付けておりません。 ※令和7年1月27日(月)～3月10日(月)の期間で、企画競争実施の公示をしており、企画競争提案事業者から選定したため。
3	I. 事業概要	2. 目的・概要	"事業再生ガイドラインの策定"とは何を意味するか。	本調査事業で得られた宿泊業特有の事業再生ノウハウ等を集約し、観光庁HP等で公開する資料を指します。
4	I. 事業概要	2. 目的・概要	伴走支援の一例として「(ア) 対象宿泊事業者の簡易デューデリジェンス"や"(イ) 対象宿泊事業者の状況に応じた事業再生アクションプランの策定"、"その他、対象宿泊事業者の事業再生に係る施策等の実行支援"など記載されているが、宿泊事業者が費用負担するののか。	本調査事業の一環で伴走支援を実施するため、採択された宿泊事業者の実費負担はございません。但し、本調査事業と関わりがないと観光庁が判断するものについては、実費負担となります。
5	II. 募集内容等	1. 申請者	"宿泊事業者(※1)。ただし、同一法人にて複数運営している事業者を除く。"と記載があるが、具体的にどのような場合は申請者対象外となるか。	同一法人にて、 <u>宿泊事業</u> を複数運営している事業者(例:姉妹館、チェーン店舗等)を対象外としております。なお、同一法人にて別事業(例:キャンプ場、飲食店等)を実施している場合は、申請対象となります。
6	II. 募集内容等	1. 申請者	離れなど、母屋とは別に宿泊施設を設けている場合は、申請者対象外となるか。	宿泊施設の一部として運営している(運営形態として一つの宿泊施設であると認められる※)場合は、本事業の対象となります。 ※接客や清掃、料飲スタッフ等が共通であり、売上計上も統一して計上出来ている場合を指します。
7	II. 募集内容等	1. 申請者	過去に国の調査事業等に申請したことのある宿泊事業者も公募対象か。	申請は妨げません。ただし、対象となる申請者は公募要領「II. 募集内容等」に記載した条件を満たす必要があります。
8	II. 募集内容等	2. 対象となる宿泊事業者の要件	"産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第23項に該当する中小企業者であること。"とは、具体的にどのような事業者を指すか。	以下をご参照ください。 参考URL: https://laws.e-gov.go.jp/law/425AC0000000098/ 23 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの 六 企業組合 七 協業組合 八 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの
9	II. 募集内容等	2. 対象となる宿泊事業者の要件	中小企業活性化協議会の「収益力改善支援」(※2)や「P+R再生支援・再生支援」(※3)等の、支援の対象に該当すること。"とは、具体的にどのような事業者を指すか。	以下URL先の "中小企業活性化協議会実施基本要領 別冊1 収益力改善支援実施要領" "中小企業活性化協議会実施基本要領 別冊2 再生支援実施要領" をそれぞれご参照ください。 ・収益力改善支援: https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/01.html ・P+R再生支援・再生支援: https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/02.html
10	III. 対象宿泊施設の選定	1. 採択方法	審査スケジュールの想定はあるか。	以下をご参照ください。なお、下記スケジュールは予告なく変更する場合があります。 ・1次審査結果通知: 5月22日(木)以降 ・2次審査(プレゼンテーション審査): 5月27日(火)、28日(水)、29日(木)のいずれかで実施。 ・2次審査結果(採択結果)通知: 6月上旬
11	III. 対象宿泊施設の選定	1. 採択方法	2次審査の日程(5月27日(火)、28日(水)、29日(木))の都合が合わない場合は、申請不可か。	原則として指定の3日間で開催いたします。やむを得ない都合により、スケジュール調整が必要な場合は希望を申し出ていただくようお願いいたします。
12	III. 対象宿泊施設の選定	2. 選定基準	各様式の文章量やフォントにはあるか。様式3に収まらない場合、ページ等を増やすことは可能か。	フォント指定はございません。文章量については設問ごとに設定しておりますので、各期限内に収まるように記載してください。 また、ページに収まらない場合、行などを追加いただいても問題ございません。
13	III. 対象宿泊施設の選定	2. 選定基準	"様式3「経営状況報告書」においては、経営状況等の良し悪しによって、採択が優先されることはございません。"と記載があるが、審査基準はどのように設けているか。	公募要領3ページ「III. 対象宿泊施設の選定」の<審査項目>に沿って多角的に判断いたします。
14	III. 対象宿泊施設の選定	2. 選定基準	審査結果はどのように通知されるか。	結果に関わらず、1次審査・2次審査ともにメールで通知いたします。
15	III. 対象宿泊施設の選定	2. 選定基準	審査結果の理由について教えてもらうことは可能か。	個別の審査結果のお問合せについては、回答を差し控えてさせていただきますのであらかじめご了承ください。
16	その他		観光庁HPに掲載されている事業内容・事業イメージには、①「宿泊業の再生モデル事例の創出及びガイドラインの策定・周知」と②「再生に必要最低限のシステム、備品及び設備の改善(補修・改修等2/3 上限700万)」と記載されているが、本公募はどちらの事業の公募なのか。	本公募は、①「宿泊業の再生モデル事例の創出及びガイドラインの策定・周知」にご協力いただける宿泊事業者を公募する「調査事業」を指すものです。 また、②「再生に必要最低限のシステム、備品及び設備の改善(補修・改修等2/3 上限700万)」に関しては、「補助事業」を指しており、後日観光庁HPにて事業者公募予定のため、公募開始まで今しばらくお待ちください。
17	その他		観光庁HPで掲載されている事業内容・事業イメージの②「再生に必要最低限のシステム、備品及び設備の改善(補修・改修等2/3 上限700万)」は、①「宿泊業の再生モデル事例の創出及びガイドラインの策定・周知」に応募・採択されなくても申請可能か。	①「宿泊業の再生モデル事例の創出及びガイドラインの策定・周知」の応募・採択に関わらず、②「再生に必要最低限のシステム、備品及び設備の改善(補修・改修等2/3 上限700万)」は申請可能です。